

# 東京富士大学 学生懲戒規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、東京富士大学学則第 4 6 条，東京富士大学大学院学則第 3 5 条の規程に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において学生とは、学部学生、大学院学生をいう。なお、科目等履修生等は、学生に含まない。

## (懲戒の対象)

第 3 条 懲戒処分の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為（交通法規違反を含む）
- (2) ハラスメント行為その他人権を不当に侵害する行為
- (3) 研究活動に係る不正行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 定期試験等の不正行為
- (6) 学則、その他諸規則に違反する行為
- (7) その他、学生の本分に著しく反する行為

## (懲戒の手続き)

第 4 条 学生の懲戒処分は、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、学長がこれを行う。ただし、前条 5 号、6 号に掲げる行為に対する処分についてはこの限りではない。

- 2 学生の懲戒処分においては、原則として学生に弁明の機会を付与するものとする。
- 3 学生からの申出があり、委員会が必要と認めたときは、原則 1 名の付添人（家族、弁護士等。以下同じ。）を、前項の弁明に同席させることができる。ただし、付添人は、委員会の審議を妨害してはならない。
- 4 委員会の運営については、別に定める。

## (懲戒の種類と内容)

第 5 条 懲戒処分の種類と内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により厳重な注意を与え、将来を戒めることをいう。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めず登校を停止させることをいう。
- (3) 退学 退学させることをいう。
- 2 停学の期間は、無期又は 6 カ月以下の有期とする。
- 3 停学の期間は、在学年数に含めるものとする。なお、停学中は所定の学費を納入しなければならない。

- 4 停学の期間は、修業年限に含めないものとする。ただし、処分期間が3カ月以下の停学の場合に限り、修業年限に算入することができる。
- 5 退学の懲戒処分を受けた者については、再入学を認めないものとする。
- 6 学部、研究科は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び教育指導を行うものとする。
- 7 学長は、委員会の審議結果を踏まえて、懲戒対象行為の再発防止等の観点から、訓告又は停学に伴い、懲戒対象の学生について懲戒対象行為に関連する諸活動の禁止その他一定の措置を行うことができる。

(厳重注意)

第 6 条 学部又は研究科（以下「学部等」という。）の長は、学生が懲戒に至らない程度の行為を行った場合は、学生の本分についての反省を促すため、文書又は口頭により、厳重注意を行うことができる。

(学籍異動)

- 第 7 条 学生の懲戒に関する事案が委員会等に係属した場合、その処分ないし不処分が決定するまでの間、当該学生の学籍異動の取扱い（退学届の受理を含む。）を留保することができる。
- 2 停学処分は、退学の申出を妨げない。ただし、当該処分に係る事案の解明その他の正当な事情がある場合は、必要な期間その取扱いを留保することができる。なお、停学中に退学した学生について再入学を認める場合は、停学中の身分としてこれを認めるものとする。
  - 3 停学中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(自宅待機)

- 第 8 条 学部長等は、その所属する学生について懲戒の対象となり得る事案を把握した場合、当該学生に関して、学籍異動に係る手続を留保し、必要に応じて自宅待機を命ずることができる。その場合は、速やかに学長に報告するものとする。
- 2 前項の自宅待機を命じる場合、当該学部長等は、当該学生に対する教育的配慮を行うよう努めるものとする。
  - 3 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(不服申立て)

- 第 9 条 懲戒処分を受けた学生は、処分通知を受けた日から30日以内に学長に対し、不服申立を行うことができる。
- 2 不服申立は、不服の内容及びその理由を明らかにした書面（以下「不服申立書」という。）によって行うものとする。なお、不服申立書には必要に応じて、証拠物品、資料等を添付することができる。
  - 3 学長は、前項の不服申立書が受理された場合は、不服申立審査委員会を設置する。
  - 4 不服申立審査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長（委員長）
  - (2) 学部長又は研究科長
  - (3) 事務局長
  - (4) その他委員長が必要と認める者
- 5 不服申立審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
  - 6 学長は、前項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、不服申立をした学生に対し、不服申立の却下を通知するものとする。
  - 7 学長は、第5項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は、委員会等に再審議を求め、又は懲戒処分を取り消し、不服申立をした学生に対し、その旨を通知するものとする。
  - 8 前項の規定に基づき再審議を求められた委員会は、懲戒処分について再審議を行い、その結果を学長へ報告するものとする。
  - 9 学長は、前項の再審議結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、従前の処分を維持するものとし、不服申立をした学生に対し、その旨を通知する。
  - 10 学長は、第8項の再審議結果に基づき、懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒処分を取り消し、又は変更するものとし、不服申立をした学生に対し、その旨を通知する。なお、懲戒処分を重く変更することはできない。
  - 11 不服申立をした学生は、第6項、第7項、第9項及び前項の決定に対して、再度不服申立を行うことができない。
  - 12 不服申立により、懲戒処分の効力は停止する。ただし、不服申立の審査及び再審議に要した期間は、停学期間に算入することができる。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関する事項は、必要に応じ別に定める。

（事務主管）

第11条 本規程に係る事務主管は、学生支援部が行う。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、教授会及び大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月23日から施行する。